

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第三号

平成十九年三月二十日(火曜日)
午前九時四十三分開議

出席委員

委員長 上田 勇君
理事 金子善次郎君 理事 河井 克行君
理事 新藤 義孝君 理事 中山 泰秀君
理事 宮腰 光寛君 理事 後藤 斎君
理事 近藤 洋介君
小此木八郎君 小里 泰弘君
岡部 英明君 片山さつき君
川条 志嘉君 近藤三津枝君
清水清一朗君 平 将明君
武田 良太君 土井 真樹君
富岡 勉君 丹羽 秀樹君
野田 毅君 橋本 岳君
福岡 資麿君 藤井 勇治君
増原 義剛君 武藤 容治君
森 英介君 山本 明彦君
吉川 貴盛君 大島 章宏君
太田 和美君 川端 達夫君
北神 圭朗君 細野 豪志君
三谷 光男君 柚木 道義君
鷺尾英一郎君 高木美智代君
塩川 鉄也君

經濟産業大臣 甘利 明君
經濟産業副大臣 山本 幸三君
經濟産業副大臣 渡辺 博道君
經濟産業大臣政務官 高木美智代君
經濟産業委員會専門員 熊谷 得志君

委員の異動

三月二十日
委員の異動
補欠選任
小里 泰弘君
佐藤ゆかり君

第一類第九号 經濟産業委員會會議録第三号 平成十九年三月二十日

同日
谷川 弥一君 富岡 勉君
牧原 秀樹君 福岡 資麿君
小里 泰弘君 補欠選任
佐藤ゆかり君
富岡 勉君 谷川 弥一君
福岡 資麿君 牧原 秀樹君

三月十六日

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案(内閣提出第一四四号)
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案(内閣提出第一五五号)

同日

中小企業者への経営支援に関する請願(穀田恵二君紹介)(第四一六号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第四一七号)
同(志位和夫君紹介)(第四一八号)
は本委員会に付託された。

二月二十二日

家電リサイクル法施行に伴う離島の消費者負担軽減策に関する陳情書(宮崎市橘通西一の一の一長友隆二外三名)(第二〇号)

三月十六日

東洋町の高レベル放射性廃棄物処分場の誘致に断固反対し、文献調査を断じて認可すべきではないことを強く求める意見書(徳島県牟岐町議会(第二二六七号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案(内閣提出第一四四号)
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案(内閣提出第一五五号)

○上田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案の各案を議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取いたします。甘利経済産業大臣。

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○甘利国務大臣 初めに、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年の我が国経済は、足元の景気は回復基調であるものの、人口減少社会の到来、国際競争の激化等、成長の制約要因を抱えております。こうした制約を克服するため、昨年七月に取りまとめた

経済成長戦略大綱では、イノベーションによる生産性向上や地域経済の活性化等により、年率二・二%以上の実質経済成長を目指しております。

今後、経済成長戦略大綱を実現し、我が国経済が持続的に発展していくためには、イノベーションの促進による中長期的な生産性の向上を図ることが必要であります。この観点から、サービス産業を初めとした事業者の取り組みへの支援措置、事業再生の円滑化のための措置、包括的ライセンス契約に係る通常実施権の保護のための措置等を講ずることにより産業活力の再生を図るとともに、イノベーションを支える産業技術力の強化のための措置を講ずる必要があります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。本法律案は、事業再編から技術革新へ軸足を移し、イノベーションによる大幅な生産性の向上を目指すとともに、地域経済における早期事業再生の円滑化のための制度を整備するものであります。そのため、産業活力再生特別措置法、産業技術力強化法、独立行政法人産業技術総合研究所法及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法並びにその他の関係する法律の規定の改正を行い、以下の措置を講ずることとしております。

第一に、事業者の取り組みへの支援です。サービス産業は雇用やGDPの七割を占め、地域経済の中核であり、その担い手の大半は中小企業であります。その生産性は低いのが現状です。このため、事業分野別の指針を新たに策定するとともに、会社法特例や税制等により、サービス産業の生産性向上を促します。また、技術革新や異分野連携を行う企業を支援対象に加えます。

第二に、包括的ライセンス契約による特許権等の通常実施権を登録する制度の創設です。通常実施権を個々の特許権等ごとに登録することとなつ

ている現在の制度の課題を踏まえ、包括的ライセンス契約により許諾された特許権等の通常実施権を契約単位で一括して登録できることとします。

通常実施権の登録がなされれば、特許権等の保有者が変わった場合でも通常実施権者の地位が保護されるため、この制度により通常実施権の登録方法の選択肢がふえ、特許権等の活用がふえることが期待されます。

第三に、地域の中小企業等の事業再生の円滑化です。地域の金融機関の不良債権比率はまだまだ高く、また小規模倒産がふえつつあります。地域の中堅・中小企業の再生ニーズは引き続き高いのが現状です。このため、事業再生の期間中のつなぎ融資資金に対する債務保証制度や、事業再生の手続を迅速にするための規定を創設し、地域の事業再生の円滑化を図ります。

第四に、イノベーションを支える産業技術力の強化です。研究開発を経営戦略の一環として位置づける技術経営力の強化に関し、産業技術力強化法の基本理念等に規定を置くとともに、独立行政法人産業技術総合研究所及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務に関連業務を追加します。また、大学等の特許料等の軽減措置の対象を拡大するとともに、国の委託研究の成果に係る知的財産権を事業者等に帰属させる制度を恒久措置とし、これに請負によるソフトウェア開発を追加します。

続きまして、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

中小企業の景気回復はおくれており、また地域によってその回復の足取りに差が生じております。

このため、景気回復の流れをより確かなものとし、地域経済の自律的な活性化を図るため、地域の特色ある農林水産物、産地の技術、観光資源といった地域産業資源を活用した中小企業による事業活動を支援するための措置を講ずることによ

り、地域経済の主な担い手である中小企業の事業活動を促進することが必要となっております。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、主務大臣が、地域産業資源を活用した事業の促進により、地域経済の活性化を図るための方策に関する事項等を示した方針を策定いたします。

第二に、この方針に基づいて、地域経済の実態に関する知見を有する都道府県知事が、当該都道府県における地域産業資源の具体的内容等を示した構想を作成し、主務大臣がこれを認定いたします。

第三に、都道府県知事の構想において指定された地域産業資源を活用して商品の開発等を行う中小企業の事業計画を個別に主務大臣が認定し、中小企業信用保険法の特例、食品流通構造改善促進法の特例等の支援措置を講ずることとしております。

最後に、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

地域によって景気回復の足取りに差が生じていることに加え、少子高齢化の進展、国の財政制約の高まりなどの経済社会の構造的な変化が進む中、地域経済の活性化を図るためには、安易な財政支出に依存せず、地域が自律的、持続的に成長できるように基盤を確立することが喫緊の課題となっております。

国際競争が進展する中、かかる自律的な発展基盤を強化するためには、地域がみずからの強みを生かして、関係者の力を結集して、事業環境の整備を推進することが必要です。そして、それぞれの地域がその事業環境の魅力を発信し、新たな企業立地等を通じて、効率的かつ創造的な事業活動の基盤となる産業集積の促進を図り、地域に所得と雇用を生み出すことが極めて重要です。

このため、その特色を踏まえ、産業集積の形成等に主体的かつ計画的に取り組む地域に対し、国

としても総合的な支援を行うことが必要であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、都道府県及び市町村が、地域の関係者と組織する地域産業活性化協議会において、産業集積の形成等に関する基本計画を作成することといたします。そして、国の同意を得た基本計画に基づき、企業立地等を行う事業者に対し、設備投資減税や中小企業信用保険法の特例等の資金面の支援や貸し工場の整備等の事業環境整備を促進する措置を講じます。

第二に、国の同意を得た基本計画に基づき、工場立地法に係る規制権限の市町村への移譲や農地転用手続の迅速化等の措置を講じます。

第三に、広域的な物流網等の基盤整備、地域の雇用対策、産学連携の推進等の関係省庁が行う施策との連携を図り、効果的に企業立地等を促進することとしております。

以上が、これら法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○上田委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

次回、来る二十八日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時五十二分散会

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第一条 産業活力再生特別措置法平成十一年法律第三十一号の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合の円滑化(第五条―第三十条)

第三章 中小企業の活力の再生

第一節 創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化(第三十一条―第三十九条)

第二節 中小企業再生支援体制の整備(第四十条―第四十七条)

第四章 事業再生の円滑化(第四十八条―第五十四条)

第五章 事業活動における知的財産権の活用

第一節 特許料の特例等(第五十五条―第五十七条)

第二節 特定通常実施権登録(第五十八条―第七十一条)

第六章 雑則(第七十二条―第七十六条)

附則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、我が国経済の持続的な発展を図るためにはその生産性の向上が重要であることにかんがみ、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、中小企業の活力の再生を支援するための措置及び事業再生を円滑化するための措置を講じ、併せて事業活動における知的財産権の活用を促進することにより、我が国産業の活力の再生に寄与することを目的とする。

第二条第九項を同条第十六項とし、同条第八項第一号中「第二号の三を第四号」に、「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第三号」を「第五号」に改め、同項第六号を第八号と

し、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の三を第四号とし、同項第二号の二中「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第十五項とし、同条中第七項を第十四項とし、第六項を第十三項とし、第五項を第八項とし、同項の次に次の四項を加える。

9 この法律において「一般事業革新設備」とは、事業革新設備であつて、特定事業革新設備以外のものをいう。

10 この法律において「特定事業革新設備」とは、事業革新設備であつて、国内及び外国において第八項第二号の新技術に係る知的財産（知的財産基本法第二条第一項の知的財産をいう。第十六条第二項第四号において同じ。）の適切な保護が図られている場合として経済産業省令で定める場合に該当する場合における当該事業革新設備をいう。

11 この法律において「特定信用状」とは、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者の依頼により銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（次項及び第二十四条において単に「金融機関」という。）が発行する信用状であつて、当該事業者の外国関係法人の外国銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第三項に規定する外国銀行等をいう。以下同じ。）からの借入れ（手形の割引を受けることを含む。）による債務の不履行が生じた場合に当該信用状に基づく債務を履行する旨を表示するものをいう。

12 この法律において「特定信用状発行契約」とは、事業者と金融機関との間で締結される契約であつて、当該金融機関が特定信用状を発行することを約し、当該金融機関が当該特定信用状に基づく債務を履行した場合において当該事業者が当該金融機関に対して当該債務を履行した額に相当する金額その他経済産業省令で定める金額を支払うことを約するものをいう。

第二條第四項の次に次の三項を加える。

5 この法律において「外国関係法人」とは、外国法人（新たに設立されるものを含む。）であつて、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つものをいう。

6 この法律において「技術活用事業革新」とは、事業者が行おうとする事業活動のうち、次に掲げる方法により取得した経営資源を自らの経営資源と一体的に活用して、技術革新の進展に即応した産業技術の研究開発を行うことにより、事業革新を行い、又は商品の新たな販売の方式の導入若しくは役務の新たな提供の方式の導入による外国における新たな需要の相当程度の開拓を行い、当該事業者の事業の生産性を著しく向上させることを目指したものをいう。

一 産業技術の研究開発に必要となる経営資源の取得を目的として合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、若しくは資本の相当程度の増加（関係事業者がこれらを行う場合及び外国において外国関係法人がこれらに相当するものを行う場合を含む。）、他の会社の株式の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限り。）、外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限り。）、又は会社の設立（外国関係法人の設立を含む。）を行う方法

二 事業者又は関係事業者若しくは外国関係法人が他の事業者、大学その他経済産業省令で定める者から知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の移転若しくは設定を受け、又は営業秘密（不正競争防止法

（平成五年法律第四十七号）第二条第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の開示を受ける方法

7 この法律において「経営資源融合」とは、その行う事業の分野を異にする二以上の事業者が、それぞれの経営資源を有効に組み合わせ一体的に活用して、著しく高い生産性が見込まれる事業を行うことを目指した事業活動であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該二以上の事業者及びこれらの関係事業者に係る合併、会社の分割、株式交換、株式移転、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け、他の会社の株式の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限り。）、資本の相当程度の増加又は会社の設立を伴うものであること。

二 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に係る商品の構成若しくは提供に係る役務の構成を相当程度変化させ、又は国内における新たな需要を相当程度開拓するものであること。

第二条に次の五項を加える。

17 この法律において「事業再生」とは、過大な債務を負っている事業者が、その全部又は一部の債権者の協力を得ながらその事業の再生を図ること（再生手続、更生手続その他政令で定める法律に定める手続によりその事業の再生を図る場合を除く。）をいう。

18 この法律において「特定認証紛争解決事業者」とは、認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第四号に規定する者）をいう。第四十八条において同じ。）であつて、同条第一項の規定により認定を受けたものをいう。

19 この法律において「特定認証紛争解決手続」とは、認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する手続）をいう。第四十八条第一項第二号において同じ。）であつて、特定認証紛争解決事業者が事業再生に係る紛争について行うものをいう。

20 この法律において「特定通常実施権許諾契約」とは、法人である特許権者、実用新案権者又は特許権若しくは実用新案権についての専用実施権者が、他の法人に、その特許権、実用新案権又は専用実施権（特許権又は実用新案権についての専用実施権をいう。以下同じ。）についての通常実施権（第六十三条第一項及び第二項第一号を除き、以下単に「通常実施権」という。）を許諾することを内容とする書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で作成されているものを含む。以下この項において同じ。）でされた契約であつて、当該書面に許諾の対象となるすべての特許権、実用新案権又は専用実施権に係る特許番号（特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第六十六条第三項第六号の特許番号をいう。以下同じ。）又は実用新案登録番号（実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第十四条第三項第六号又は特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法第十四条第三項の登録番号をいう。以下同じ。）が記載されているもの以外のものをいう。

21 この法律において「特定通常実施権登録簿」とは、特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権について、この法律の規定により登録すべき事項を記録する帳簿をいう。第三十八条第一項中「第三十五条」を「第七十三条」に改め、同条を第七十六条とする。

第三十七条第一項中「承継する事業を所管する大臣の下に」、技術活用事業革新計画に係る事業を所管する大臣、経営資源融合計画に係る事業を所管する大臣を加え、同項ただし書中「第二条の三」を「第四条」に改め、同条を第七十五条とする。

第三十六条第二項中「第三十一条」を「第五十五条」に改め、同条を第七十四条とする。

第三十五条第二項中「第二十九条の二第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定認証紛争解決事業者に対し、特定認証紛争解決手続の業務又は第五十二条に規定する資金の借入れに係る確認の業務の実施状況について報告を求めることができる。

第三十五条を第七十三条とする。

第三十四条第一項中「若しくは経営資源再活用」を「経営資源再活用、技術活用事業革新若しくは経営資源融合」に改め、同条を第七十二条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第三十三条を第五十七条とし、同条の次に次の一節を加える。

第二節 特定通常実施権登録

(通常実施権の對抗要件に関する特例)

第五十八条 特定通常実施権許諾契約により通常実施権が許諾された場合において、当該許諾に係る通常実施権につき特定通常実施権登録簿に登録をしたときは、当該通常実施権について、特許法第九十九条第一項実用新案法第十九条第三項において準用する場合を含む。の登録があつたものとみなす。

2 特定通常実施権許諾契約により通常実施権が許諾された場合において、当該許諾に係る通常実施権の全部の移転又は処分の制限につき特定通常実施権登録簿に登録をしたとき

は、当該通常実施権について、特許法第九十九条第三項実用新案法第十九条第三項において準用する場合を含む。の登録があつたものとみなす。

3 前二項の規定により登録をした場合における当該通常実施権については、特許法第六十七條の三第一項第二号、第八十四条、第八十七條第一項、第二百三十三條第四項及び第二百三十五條の二第一項第二号並びに実用新案法第二十一条第三項において準用する特許法第八十四条及び第八十七條第一項並びに実用新案法第三十七條第四項の規定は、適用しない。

(特定通常実施権登録)
第五十九条 特許庁に、特定通常実施権登録簿を備える。
2 特定通常実施権登録簿は、その全部又は一部を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

3 前条第一項及び第二項に規定する特定通常実施権登録簿への登録(以下「特定通常実施権登録」という。)は、特定通常実施権登録簿に、次に掲げる事項を記録することによつて行う。

一 登録の目的
二 特定通常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地
三 特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地
四 特定通常実施権許諾契約における許諾の対象となる特許権、実用新案権又は専用実施権を特定するために必要な事項で経済産業省令で定めるもの
五 特定通常実施権許諾契約において設定行為で定めた特許発明の実施又は登録実用新案の実施をする範囲

六 申請の受付の年月日
七 登録の存続期間
八 登録番号
九 登録の年月日
4 前項第七号の存続期間は、十年を超えることができない。

(登録の申請)
第六十条 第五十八条第一項の登録は、特定通常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者及び特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者が申請しなければならない。

2 第五十八条第二項の特定通常実施権許諾契約に係る通常実施権の全部の移転の登録は、当該通常実施権を移転した者及び当該通常実施権の移転を受けた者が申請しなければならない。

(延長登録)
第六十一条 特定通常実施権許諾契約により通常実施権を許諾した者であつて特定通常実施権登録を受けたもの(以下「特定通常実施権許諾者」という。)及び特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者であつて特定通常実施権登録を受けたもの(以下「特定通常実施権者」という。)は、特定通常実施権登録の存続期間を延長する登録を申請することができる。

2 前項の規定による登録は、当該特定通常実施権登録に係る特定通常実施権登録簿の記録に、次に掲げる事項を記録することによつて行う。

一 当該特定通常実施権登録の存続期間を延長する旨
二 延長後の存続期間
三 申請の受付の年月日
四 登録の年月日
3 前項第二号の存続期間は、十年を超えることができない。

(抹消登録)
第六十二条 特定通常実施権許諾者及び特定通常実施権者は、次に掲げる事由があるときは、特定通常実施権登録を抹消する登録を申請することができる。

一 特定通常実施権許諾契約による通常実施権の許諾が効力を生じないこと。
二 特定通常実施権許諾契約による通常実施権の許諾が取消し、解除その他の原因により効力を失つたこと。
三 特定通常実施権許諾契約に係る通常実施権の全部が消滅したとき。

2 前項の規定による登録は、当該特定通常実施権登録に係る特定通常実施権登録簿の記録に、次に掲げる事項を記録することによつて行う。

一 当該特定通常実施権登録を抹消する旨
二 申請の受付の年月日
三 登録の年月日
(登録対象外登録)
第六十三条 特定通常実施権者は、特許庁長官に対し、その特定通常実施権許諾契約に係る特定通常実施権許諾者の特定の特許権、実用新案権又は専用実施権についての通常実施権(当該特定通常実施権許諾者の特定の特許権、実用新案権又は専用実施権が他人に移転された場合における当該特定の特許権、実用新案権又は専用実施権についての通常実施権を含む。)が、当該特定通常実施権許諾契約に係る特定通常実施権登録の対象でないことの登録を申請することができる。

2 前項の規定による登録は、当該特定通常実施権登録に係る特定通常実施権登録簿の記録に、次に掲げる事項を記録することによつて行う。

一 特定の特許権、実用新案権又は専用実施権についての特許権、実用新案権又は専用実施権が、当該特定通常実施権登録の対象でない旨
二 当該特定通常実施権登録の対象でない通常実施権に係る特許権、実用新案権又は専

用実施権に係る特許番号又は実用新案登録番号

三 申請の受付の年月日
四 登録の年月日

(登録事項証明書等の交付)

第六十四条 何人も、特許庁長官に対し、特定通常実施権登録簿に記載されている事項(第五十九条第三項第三号から第五号までに掲げる事項を除く。以下この項において同じ)の閲覧若しくは謄写(特定通常実施権登録簿の全部又は一部が磁気ディスクをもって調製されているときは、当該磁気ディスクをもって調製された部分に記載されている事項を経済産業省令で定める方法により表示したもの)の閲覧又は謄写)又は当該事項を証明した書面(第六十九条第一項第二号において「開示事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

2 次に掲げる者は、特許庁長官に対し、それぞれに係る特定通常実施権許諾者に係る特定通常実施権登録簿について、特定通常実施権登録簿に記載されている事項(第五十九条第三項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)を証明した書面(以下「登録事項概要証明書」という。)の交付を請求することができる。ただし、当該交付の請求の時にあっては、当該特定通常実施権登録簿の存続期間が満了している場合若しくは当該特定通常実施権登録簿が抹消されている場合又はその取得し、その差し押さえ、若しくは仮に差し押さえ、若しくはその質権の目的とした特許権、実用新案権若しくは専用実施権について当該特定通常実施権登録簿に記載されている事項については、この限りでない。

一 特定通常実施権許諾者から特許権、実用新案権若しくは専用実施権又はその特許権若しくは実用新案権についての専用実施権を取得した者

二 前号に掲げる者が取得した同号の特許権、実用新案権若しくは専用実施権又はその特許権若しくは実用新案権についての専用実施権をその後に取得した者

三 特定通常実施権許諾者の特許権、実用新案権若しくは専用実施権を差し押さえ、又は仮に差し押さえした債権者

四 特定通常実施権許諾者の特許権、実用新案権又は専用実施権を目的とする質権を取得した者

五 前各号に掲げる者について利害関係を有する者として政令で定めるもの

3 次に掲げる者は、特許庁長官に対し、その特定通常実施権登録簿について、特定通常実施権登録簿に記載されている事項を証明した書面(以下「登録事項証明書」という。)又は登録事項概要証明書の交付を請求することができる。

一 特定通常実施権許諾者又は特定通常実施権者

二 特定通常実施権許諾者又は特定通常実施権者について利害関係を有する者として政令で定めるもの

4 前項に掲げる場合のほか、第二項各号に掲げる者は、それぞれに係る特定通常実施権許諾者の特定通常実施権登録簿において特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者として記録されている者に対し、当該特定通常実施権登録簿に係る登録事項証明書の交付を特許庁長官に対して請求する旨を通知した場合は、当該通知の到達した日から政令で定める期間を経過した後において、特許庁長官に対し、当該登録事項証明書の交付を請求することができる。ただし、当該交付の請求の時にあっては、当該特定通常実施権登録簿の存続期間が満了している場合若しくは当該特定通常実施権登録簿が抹消されている場合又はその取得し、その差し押さえ、若しくは仮に差し押さえ、若しくはその質権の目的とした

特許権、実用新案権若しくは専用実施権について当該特定通常実施権登録簿に前条第一項の登録がされている場合には、当該特定通常実施権登録簿に記載されている事項については、この限りでない。

5 前項の通知は、経済産業省令で定める事項を記載した確定日付のある証書による方法その他経済産業省令で定める方法によつてしなければならない。

6 第四項の通知は、同項の特定通常実施権許諾契約により通常実施権の許諾を受けた者として記録されている者に係る特定通常実施権登録簿に記載された本店又は主たる事務所の所在地にあてて発すれば足りる。

7 第四項の通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

8 第一項から第四項までの特許庁長官に対する請求の手續に關し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(行政手続法の適用除外)

第六十五条 この節の規定又は当該規定に基づく命令の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第六十六条 特定通常実施権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の規定は、適用しない。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第六十七条 特定通常実施権登録簿に記載されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第三項に規定する保有個人情報(以下「個人情報」という。))については、同法第四章の規定は、適用しない。

(異議申立てと訴訟との関係)

第六十八条 この節の規定又は当該規定に基づく命令の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(手数料の納付)

第六十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 第六十四条第一項の規定により閲覧又は謄写を請求する者

二 開示事項証明書の交付を請求する者

三 登録事項概要証明書の交付を請求する者

四 登録事項証明書の交付を請求する者

2 前項の手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。

3 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

4 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

(特許法の準用)

第七十条 特許法第三条及び第五条第一項の規定は、この節の規定又は当該規定に基づく命令に規定する手續についての期間に準用する。

2 特許法第七条、第八条、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条第一項、第二十条並びに第二十五条の規定は、この節の規定又は当該規定に基づく命令の規定による手續に準用する。この場合において、同法第十七条第三項第三号中「第百九十五条第一項から第三項まで」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第六十九条第一項」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第七十一条 この法律に規定するもののほか、特定通常実施権登録簿に關し必要な事項は、政

令で定める。

第三十二条中「昭和三十四年法律第二百一十一号」を削り、同条を第五十六条とする。

第三十一条中「創業」を「技術活用事業革新及び経営資源融合並びに創業」に改め、同条を第五十五条とし、同条の前に次の章名及び節名を付する。

第五章 事業活動における知的財産権の活用

第一節 特許料の特例等

第三十条を削る。

第四十条の章名を削る。

第二十九条の八中「平成十年法律第九十号」を削り、第三章第二節中同条を第四十七条とし、同条の次に次の一章を加える。

第四章 事業再生の円滑化

(認証紛争解決事業者の認定)

第四十八条 認証紛争解決事業者であつて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六條第一号の紛争の範囲を事業再生に係る紛争を含めて定めていゝものは、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいづれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 事業再生に係る専門的知識及び実務経験を有すると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者を手続実施者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二條第二号の手続実施者をいう。）として選任することができること。

二 事業再生に係る紛争についての認証紛争解決手続の実施方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

2 経済産業大臣は、前項の認定の申請に係る認証紛争解決事業者が同項各号のいづれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の認定を受けた認証紛争解決事業者が同項各号のいづれかに適

合しなくなつたと認めるとき、又は第五十二条の資金の借入れに係る確認を適切に行つていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(調停機関に関する特例)

第四十九条 事業者が特定債務等の調整（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五十八号）第二條第二項に規定する特定債務等の調整をいう。）に係る調停の申立てをした場合（当該調停の申立ての際に同法第三條第二項の申述をした場合に限る。）において、当該申立て前に当該申立てに係る事件について特定認証紛争解決手続が実施されていた場合には、裁判所は、当該特定認証紛争解決手続が実施されていることを考慮した上で、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第五條第一項ただし書の規定により裁判官だけで調停を行うことが相当であるかどうかの判断をするものとする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務)

第五十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次の各号に掲げる者が関与する事業再生について、それぞれ当該各号に定める期間（当該期間内に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたときは、当該申立ての時までの期間。次条において「事業再生準備期間」という。）における事業再生を行うおとする事業者の事業の継続に欠くことができない資金の借入れに係る債務の保証を行う。

一 特定認証紛争解決事業者 特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間
二 認定支援機関 事業再生を行うおとする中小企業者に係る事業再生の計画の作成についての指導又は助言（特定認証紛争解決手続において行うものを除く。）を開始した時から当該計画に係る債権者全員の当該計

画についての合意が成立し、又は合意が成立しないことが明らかになるまでの間
(中小企業信用保険法の特例)

第五十一条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証中小企業信用保険法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、事業再生を行うおとする中小企業者の原材料の購入のた

めの費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金の借入れ（事業再生準備期間における資金の借入れに限る。）に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		保険価額の合計額が
第三条の二第二項及び 第三条の三第二項	保険価額の合計額が	事業再生円滑化関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項	当該借入金金の額のうち	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金金の額のうち
第三条の三第三項	当該債務者	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
第三条の三第三項	当該保証をした	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
第三条の三第三項	当該債務者	事業再生円滑化関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三條第二項及び第五條の規定の適用については、同法第三條第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五條中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の

八十」とあるのは、「百分の八十」とする。
3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四條の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。
(資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者の確認)

第五十二条 特定認証紛争解決手続により事業

再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間における当該事業者の資金の借入れが次の各号のいずれにも適合することの確認を求めることができる。

一 当該事業者の事業の継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に該当するものであること。

二 当該資金の借入れに係る債権の弁済を、当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者が当該事業者に対して当該資金の借入れの時点において有している他の債権の弁済よりも優先的に取り扱うことについて、当該債権者全員の同意を得ていること。

(再生手続の特例)

第五十三条 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。)は、前条の規定による確認を受けた資金の借入れをした事業者について再生手続開始の決定があつた場合において、同条の規定による確認を受けた資金の借入れに係る再生債権と他の再生債権(同条第二号の債権者に同号の同意の確保有されている再生債権に限る。)との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案(民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第六十三条第一項の再生計画案をいう。以下この条において同じ。)が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが前条各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が同法第五十五条第一項に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

(更生手続の特例)

第五十四条 裁判所(更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。)は、第五十二条の規定による確認を受けた資金の借

第一類第九号 経済産業委員会議録第三号

入れをした事業者について更生手続開始の決定があつた場合において、同条の規定による確認を受けた資金の借入れに係る更生債権とこれと同一の種類の他の更生債権(同条第二号の債権者に同号の同意の確保有されている更生債権に限る。)との間に権利の変更の内容に差を設ける更生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが同条各号のいずれにも適合することが確認されていることを考慮した上で、当該更生計画案が会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第六十八條第一項に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

第二十九條の七中「第二十九條の七」を「第四十六條」に改め、同条を第四十六條とし、第二十九條の六を第四十五條とし、第二十九條の五を第四十四條とし、第二十九條の四を第四十三條とし、第二十九條の三を第四十二條とする。

第二十九條の二第二項中「次項第四号八」を「第四項第四号八」に改め、同項第一号及び第二号中「経営資源再活用」の下に「技術活用事業革新、経営資源融合」を加え、同項第四号中「第二十九條の八」を「第四十七條」に改め、同項に次の一号を加える。

五 事業再生を行い、又は行おうとする中小企業者の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。

第二十九條の二中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 認定支援機関は、他の法令に定める業務及び前項各号に掲げる業務のほか、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の認定を受け、かつ、第四十八條第一項の認定を受けて、事業再生に係る紛争について民間紛争解決手続(同法第二条第一号に規定する手続をいう。)を実施することができる。

第二十九條の二を第四十一條とする。

第二十九條第一項中「又は経営資源活用新事業

業を、技術活用事業革新、経営資源融合、経営資源活用新事業」に、「支援し」を「支援するとともに、中小企業の事業の再生を適切に支援し」に改め、同条を第四十條とする。

第三章第一節中第二十八條を第三十九條とする。

第二十七條の表上欄中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同表下欄中「第二十四條第五項、第七項及び第八項」を「第三十五條第一項、第三項及び第四項」に、「第二十五條」を「第三十六條」に、「第二十四條第五項から第八項まで」を「第三十五條第一項から第四項まで」に、「第二十六條」を「第三十七條」に改め、同条を第三十八條とする。

第二十六條第一項中「昭和三十八年法律第一百一号」を削り、同項第一号中「第二条第七項第二号」を「第二条第十四項第二号」に改め、同項第二号中「中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等」をいう。以下この条において同じ。」を削り、同条を第三十七條とし、第二十五條を第三十六條とする。

第二十四條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「中小企業信用保険法の特例」を付し、同条第一項中「無担保保険」を「中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。))に、「中小企業信用保険法第三条の二第一項」を「同項」に改め、「をいう」の下に「以下同じ」を加え、「第二条第七項第一号」を「第二条第十四項第一号」に、「含む」に「を含む。以下同じ」に、「第二十四條第一項」を「第三十三條第一項」に改め、同条第二項中「第二条第七項第一号」を「第二条第十四項第一号」に改め、「前項に規定する」を削り、同条中第五項から第八項までを削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証に係るもののうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の九十」とする。

一次のいずれかに該当すること。

イ 第二条第十四項第一号から第三号までに掲げる者に該当する場合において、過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

ロ 第二条第十四項第四号に掲げる者に該当する場合において、当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有すること又は当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であつたこと。

二 当該保険関係に係る債務の保証の委託の申込みを、前号イ及びロに規定する事業の廃止の日又は解散の日から五年を経過する日前行ったこと。

第二十四條を第三十三條とし、同条の次に次の二條を加える。

第三十四條 中小企業者の特定信用状発行契約に基づく債務については、当該債務を中小企業信用保険法第三条第一項に規定する借入れによる債務とみなして、同法第三条及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項に規定する普

通保険(以下「普通保険」という。)の保険関係であつて、特定信用状関連保証(特定信用状発行契約に基づく債務の保証をいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額」とあるのは「産業活力再生特別措置法第三十四条第一項に規定する特定信用状関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ、「借入金」とあるのは「特定信用状発行契約(同法第二条第十二項の特定信用状発行契約をいう。)に基づく債務の額

(当該中小企業者の外国関係法人(同法第二条第五項の外国関係法人をいう。)の外国銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第四条第三項の外国銀行等をいう。)からの借入金の額に相当する額に限る。)のうち保証をした額(特殊保証の場合は限度額の総額と借入金」と、「総額」とあるのは「総額とがそれぞれ」とする。
2 普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証に係るものについての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項	百分の七十
第三条第三項	借入金
第三条第四項	借入金(手形の割引の場合、手形の割引により融通を受けた資金は、中小企業者
第五条	弁済(手形の割引の場合は、支払。以下同じ。)
借入金(手形の割引の場合、手形債務。以下同じ。)	特定信用状発行契約に基づく債務に係る債務(利息に係るものを除く。以下同じ。)
百分の七十(無担保保険、特別	百分の八十

第三十五条 普通保険、無担保保険又は中小企業信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、経営資源活用関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定経営資源活用新事業計画に従つて行われる経営資源活用新事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	産業活力再生特別措置法第三十五条第一項に規定する経営資源活用関連保証(以下「経営資源活用関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	経営資源活用関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項	当該借入金の額のうち	経営資源活用関連保証及びその他の保証とに、それぞれ当該借入金の額のうちに、当該債務者
第三条の三第二項	当該保証をした	経営資源活用関連保証及びその他の保証とに、それぞれ当該保証をした
当該債務者	当該債務者	経営資源活用関連保証及びその他の保証とに、当該債務者

第五条第一号及び第三号並びに第八条第一号及び第三号	借入金又は社債に係る債務	特定信用状発行契約に基づく債務
小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十)		

第二十三条を第三十二条とする。

第二十二條第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同條を第三十一条とする。

第二十一条中「及び経営資源再活用」を、「経

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例）

第二十三条 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の組合員は、技術活用事業革新を円滑化するため、同法第三条第一項の組合契約において、同項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、

により当該外国銀行等に対して負担する債務の不履行が生じた場合において、当該認定技術活用事業革新事業者が当該契約の相手方である金融機関に対して負担する債務に限る。）の保証の業務を行う。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）
第二十五条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法

第十二条の二第二項中「第十二条の二第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十二条第一項中「若しくは認定経営資源再活用事業者」を、「認定経営資源再活用事業者、認定技術活用事業革新事業者若しくは認定経営資源融合事業者」に、「第十条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十二条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第四項中「第十二条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同条第五項中、「産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第

一項又は第六条第一項を並びに産業活力再生特別措置法第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項に、「産業活力再生特別措置法第十二条第二項を」「産業活力再生特別措置法第十二条第三項に」、「議事録」とあるのは「議事録、産業活力再生特別措置法第十二条第二項に規定する場合にあつては、当該場合を」、「当該場合」とあるのは「当該場合」と、「議事録」とあるのは「議事録、産業活力再生特別措置法第十二条第二項に規定する場合にあつては当該場合に改め、同条を第二十条とする。

第十一条第二項中「第三条第一項、第五條第一項又は第六條第一項」を「第五條第一項、第七條第一項、第九條第一項、第十一條第一項又は第十三條第一項」に改め、同条を第十九條とする。

第十條第一項中「又は認定経営資源再活用計画」を、「認定経営資源再活用計画、認定技術活用事業革新計画又は認定経営資源融合計画」に、「第十條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同條第二項中「第三條第一項、第五條第一項又は第六條第一項」を「第五條第一項、第七條第一項、第九條第一項、第十一條第一項又は第十三條第一項」に改め、同條を第十八條とする。

第九條第二項中「認定の変更」を「変更の認定」に改め、同條を第十七條とする。

第八条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

四 導入しようとする事業革新設備が特定事業革新設備である場合には、当該特定事業革新設備に係る第二条第八項第二号の新技術に係る知的財産の保護の状況

第八条第三項第一号中「第二条の三第一項」を「第四条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第七条の二第二項中「營業」を「事業」に、「第三條第一項」を「第五條第一項」に、「第四條第一

項」を「第六条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に、「又は他の」を、他の」に、「第六条第一項」を「第九条第一項の認定第十条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。」をしようとする場合、同一の業種に属する事業を営む二以上の事業者の申請に係る技術活用事業革新計画若しくは同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける事業者のもの申請に係る技術活用事業革新計画について第十一条第一項の認定第十二条第一項に規定する変更の認定を含む。以下この条において同じ。」をしようとする場合又は経営資源融合計画について第十三条第一項に改め、「に対し」の下にいて「当該送付に係る」を加え、「又は経営資源再活用計画」を、「経営資源再活用計画」に改め、「経営資源再活用」の下に、「技術活用事業革新計画に従って行おうとする技術活用事業革新のための措置又は経営資源融合計画に従って行おうとする経営資源融合のための措置（以下この項において「事業再構築等関連措置」という。）」を加え、「当該事業再構築を当該送付に係る事業再構築」に、「当該共同事業再編を「共同事業再編」に、「又は当該経営資源再活用」を、「経営資源再活用」に改め、「属する事業分野」の下に、「技術活用事業革新に係る業種又は経営資源融合に係る事業の属する事業分野（以下この項において「事業再構築業種等」という。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、当該事業再構築業種等における内外の市場の状況、事業再構築等関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

第七條の二第二項中「又は経営資源再活用計画」を、「経営資源再活用計画、技術活用事業革新計画又は経営資源融合計画」に改め、同条第三項中「又は経営資源再活用計画」を、「経営資源

源再活用計画、技術活用事業革新計画又は経営資源融合計画」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「又は第六条第一項」を「第九条第一項」の認定、第十一条第一項の認定又は第十三条第一項に改め、同条を第十五条とする。

第七条第三項中「前条第五項各号」を「前条第四項各号」に改め、同条第五項中「前条第五項及び第六項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の四条を加える。

（技術活用事業革新計画の認定）

第十一条 事業者は、その実施しようとする技術活用事業革新に関する計画（以下「技術活用事業革新計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の事業者がその技術活用事業革新のための措置を共同して行おうとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して技術活用事業革新計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 技術活用事業革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 技術活用事業革新の目標

二 技術活用事業革新による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標

三 技術活用事業革新の内容及び実施時期

四 技術活用事業革新の実施に必要な資金の

第七條第三項中「前條第五項各号」を「前條第四項各号」に改め、同條第五項中「前條第五項及び第六項」を「前條第四項及び第五項」に改め、同條を第十條とし、同條の次に次の四條を加へる。

（技術活用事業革新計画の認定）

第十一条 事業者は、その実施しようとする技術活用事業革新に関する計画（以下「技術活用事業革新計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の事業者がその技術活用事業革新のための措置を共同して行おうとする場合にあっては、当該二以上の事業者は共同して技術活用事業革新計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 技術活用事業革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 技術活用事業革新の目標
- 二 技術活用事業革新による生産性及び財務

三 技術活用事業革新の内容及び実施時期

四 技術活用事業革新の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 技術活用事業革新に伴う労務に関する事項

4 技術活用事業革新計画には 技術活用事業革新の実施のために事業革新設備を導入する旨を記載することができる。

5 技術活用事業革新計画には、関係事業者及び外国関係法人が当該事業者の技術活用事業革新のために行う措置に関する計画を含める

- 6 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その技術活用事業革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該技術活用事業革新計画が基本指針（当該技術活用事業革新計画に係る事業について第四条第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあつては、基本指針及び当該事業分野別指針）に照らし適切なものであること。
 - 二 当該技術活用事業革新計画に係る技術活用事業革新が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 当該技術活用事業革新計画に係る技術活用事業革新が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。
 - 四 当該技術活用事業革新計画に係る技術活用事業革新が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。
 - 五 当該技術活用事業革新計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。
 - 六 同一の業種に属する二以上の事業者の申請に係る技術活用事業革新計画又は同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る技術活用事業革新計画にあつては、次のイ及びロに適合すること。
- イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
- ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

7 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る技術活用事業革新計画の内容を公表する

(当該技術活用事業革新計画に係る事業について第四条第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあつては、基本指針及び当該事業分野別指針)に照らし適切なものであること。

二 当該技術活用事業革新計画に係る技術活用事業革新が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該技術活用事業革新計画に係る技術活用事業革新が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。

四 当該技術活用事業革新計画に係る技術活用事業革新が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。

五 当該技術活用事業革新計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

六 同一の業種に属する二以上の事業者の申請に係る技術活用事業革新計画又は同一の業種に属する他の事業者から事業を譲り受ける事業者の申請に係る技術活用事業革新計画にあつては、次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

口一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

7 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る技術活用事業革新計画の内容を公表する

ものとする。

(技術活用事業革新計画の変更等)

第十二条 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る技術活用事業革新計画に従って合併により設立された法人を含む。以下「認定技術活用事業革新事業者」という。)は、当該認定に係る技術活用事業革新計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定技術活用事業革新事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人が当該認定に係る技術活用事業革新計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定技術活用事業革新計画」という。)に従って技術活用事業革新のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定技術活用事業革新計画が前条第六項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定技術活用事業革新事業者に対して、当該認定技術活用事業革新計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の認定に準用する。

(経営資源融合計画の認定)

第十三条 その行う事業の分野を異にする二以上の事業者は、その実施しようとする経営資源融合に関する計画(以下「経営資源融合計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十八年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 経営資源融合計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営資源融合の目標

二 経営資源融合による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標

三 経営資源融合の内容及び実施時期

四 経営資源融合の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 経営資源融合に伴う労務に関する事項

3 経営資源融合計画には、経営資源融合の実施のために事業革新設備を導入する旨を記載することができる。

4 経営資源融合計画には、関係事業者が当該事業者の経営資源融合のために行う措置に関する計画を含めることができる。

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その経営資源融合計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該経営資源融合計画が基本指針(当該経営資源融合計画に係る事業分野について第四条第一項の規定により事業分野別指針が定められた場合にあっては、基本指針及び当該事業分野別指針)に照らし適切なものであること。

二 当該経営資源融合計画に係る経営資源融合が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該経営資源融合計画に係る経営資源融合が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。

四 当該経営資源融合計画に係る経営資源融合が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。

五 当該経営資源融合計画が従業員の地位を不当に害するものでないこと。

六 次のイ及びロに適合すること。

イ 内外の市場の状況に照らして、第一項の認定の申請を行う事業者と当該事業者が経営資源を有効に組み合わせ一体的に活用して行う事業と同一の分野に属する

事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

6 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る経営資源融合計画の内容を公表するものとする。

(経営資源融合計画の変更等)
第十四条 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る経営資源融合計画に従って合併により設立された法人を含む。以下「認定経営資源融合事業者」という。)は、当該認定に係る経営資源融合計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定経営資源融合事業者又はその関係事業者が当該認定に係る経営資源融合計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定経営資源融合計画」という。)に従って経営資源融合のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定経営資源融合計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定経営資源融合事業者に対して、当該認定経営資源融合計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の認定に準用する。

第六条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条

第五項第一号中「第二条の第三項」を「第四条第一項」に改め、同項第六号イ中「当該申請を」を「内外の市場の状況に照らして、当該申請を」に改め、「確保される」の下に「ものである」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条を第九条とする。

第五項の二第二項中「認定の変更」を「変更の認定」に改め、同条を第八条とする。

第五項第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第四項第一号中「第二条の第三項」を「第四条第一項」に改め、同項第五号イ中「第一項」を「内外の市場の状況に照らして、第一項」に改め、「確保される」の下に「ものである」を加え、同条を第七条とする。

第四項第二項中「認定の変更」を「変更の認定」に改め、同条を第六条とする。

第三項第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第六項第八号中「営業」を「事業」に改め、同号イ中「当該申請を」を「内外の市場の状況に照らして、当該申請」に改め、「確保される」の下に「ものである」を加え、同条を第五項とする。

第二章の章名を次のように改める。
第二章 事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用、技術活用事業革新及び経営資源融合の円滑化

第二条の三第一項中「にある事業分野」の下に「又は生産性の向上が特に必要な事業分野」を加え、第一章中同条を第四条とする。

第二条の二第二項第二号ハ中「ほか」を「ほか、」に改め、同項第三号ニ中「イ、ロ及びハ」を「イからハまで」に、「ほかを」を「ほか、」に改め、同項第四号ハ中「ほか」を「ほか、」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号イ中「事業革新設備」を「一般事業革新設備及び特定事業革新設備」に改め、同号ロ中「事業革新設備」を「一般事業革新設備及び特定事業革新設備」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次

に次の二号を加える。

五 技術活用事業革新に関する次に掲げる事項

イ 技術活用事業革新による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

ロ 技術活用事業革新の実施方法に関する事項

ハ イ及びロに掲げるもののほか、技術活用事業革新に関する重要事項

六 経営資源融合に関する次に掲げる事項

イ 経営資源融合による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

ロ 経営資源融合の実施方法に関する事項
ハ イ及びロに掲げるもののほか、経営資源融合に関する重要事項

第二条の二を第三条とする。

(産業技術力強化法の一部改正)

第二条 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 この法律において「技術経営力」とは、技術に関する研究及び開発の成果を経営において他の経営資源と組み合わせ有効に活用するとともに、将来の事業内容を展望して研究及び開発を計画的に展開する能力をいう。

第三条に次の一項を加える。

2 技術経営力の強化は、それが前項に規定する産業技術力の強化に資するものであることにかんがみ、事業者が研究及び開発を行うに当たり、自らの競争力の現状及び技術革新の動向を正確に把握するとともに、その将来の事業活動の在り方を展望することが重要であること、並びに現在の事業分野にかかわらず広く知見を探究し、これにより得られた知識を融合して活用することが重要であることを踏まえて、行われるものとする。

第四条に次の一項を加える。

3 国は、第一項に規定する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するに際しては、技術経営力の強化の促進の重要性を踏まえるものとする。

第七条中「企業化」の下に「並びに技術経営力の強化」を加える。

第十七条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(国が委託した研究及び開発の成果等に係る特許権等の取扱い)

第十九条 国は、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果(以下この条において「特定研究開発成果」という。)に係る特許権その他の政令で定める権利(以下この条において「特許権等」という。)について、次の各号のいずれにも該当する場合(以下この条において「受託者等」という。)から譲り受けないことができる。

一 特定研究開発等成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者等が約すること。

二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。

三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。

2 前項の規定は、国が資金を提供して他の法人に技術に関する研究及び開発を行わせ、かつ、当該法人がその研究及び開発の全部又は一部を委託する場合における当該法人と当該研究及び開発の受託者との関係及び国が資金を提供して他の法人にソフトウェアの開発を行わせ、かつ、当該法人がその開発の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合における当該法人と当該開発の請負者との関係に準用する。

3 前項の法人は、同項において準用する第一項第二号又は第三号の許諾を求めようとするときは、国の要請に応じて行うものとする。

第十六条第一項第一号中「若しくは助手」を「助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 その特許発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該特許発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る。)において、当該特許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

第十六条第一項に次の二号を加える。

七 その特許発明が大学等研究者がした職務発明である場合であつて、当該特許発明に係るの特許を受ける権利が大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。以下この条及び附則第三条において「承認事業者」という。)に承継されている場合において、当該承認事業者から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

八 その特許発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該特許発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る。)であつて、当該特許発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継されている場合において、当該承認事業者から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

第十六条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 その発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る。)において、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利をこれらの者から承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

第十六条第二項に次の二号を加える。

七 その発明が大学等研究者がした職務発明である場合であつて、当該発明に係るの特許を受ける権利が承認事業者に承継されていた場合において、当該承認事業者から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

八 その発明が大学等研究者と大学等研究者以外の者との共同で行われたものである場合(当該発明が大学等研究者について職務発明である場合に限る。)であつて、当該発明に係るこれらの者の共有に係る特許を受ける権利が承認事業者に承継されていた場合において、当該承認事業者から当該特許を受ける権利を承継した当該大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人

第十六条を第十七条とし、第十三条から第十五条までを一条ずつ繰り下げ、第十二条の次の一条を加える。

〔技術経営力の強化のための施策〕

第十三条 国は、技術経営力の強化が産業技術力の強化に重要であることにかんがみ、事業者が広く技術革新の動向を把握する上で有用な将来の技術に関する見通しの提示、技術経営力の強化に寄与する人材の養成及び資質の向上、事業者が研究及び開発の成果を事業活動において効率的かつ円滑に活用することができ環境の整備その他技術経営力の強化の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

附則第三条第一項に次の一号を加える。

四 承認事業者が国立大学法人等から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利（前三号に掲げるものに限る。）又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権（平成十九年三月三十一日までにされた特許出願に係るものに限る。）であつて、当該国立大学法人等が当該承認事業者から承継したものを

附則第三条第二項中「第十六条」を「第十七条」に改める。

（独立行政法人産業技術総合研究所法の一部改正）

第三条 独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第二条第二項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を促進すること。

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正）

第四条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第二条第二項に規定する技術経営力の強化に関する助言を行うこと。

第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十二号」を「前条第十三号」に改める。

第十七条第一号中「第十号から第十二号まで」を「第十一号から第十三号まで」に改め、同条第十二号中「第十号及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に改め、同条第十三号中「第十五条第一項第十号」を「第十五条第一項第十一号」に改める。

第十八条中「第九号」を「第十号」に、「第十一号」を「第十二号」に改める。

附則第六条第二項中「前条第一項第十二号」を「前条第一項第十三号」に、「第十号及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に改める。

附則第九条第六項中「前条第一項第十二号」を「前条第十三号」に改める。

附則第十二条第三項中「前条第一項第十二号」を「前条第十三号」に、「第十一号」を「第十二号」に改める。

附則第十四条第二項及び第十五条第三項中「前条第一項第十二号」を「前条第十三号」に、「第十号及び第十一号」を「第十一号及び第十二号」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中産業活力再生特別措置法第二条に五項を加える改正規定（同条第二十項及び第二十一項に係る部分に限る。）及び同法第四章中第三十三条を第五十七号とし、同

条の次に一節を加える改正規定（同章中第三十三条を第五十七号とする部分を除く。）並びに附則第九条及び第十一号の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（見直し）

第二条 政府は、前条ただし書の政令で定める日以後平成二十八年三月三十一日までの間に、第一条の規定による改正後の産業活力再生特別措置法（以下「新産業活力再生特別措置法」という。）第五章第二節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に規定するもののほか、この法律の施行後平成二十八年三月三十一日までの間に、内外の経済情勢の変化を勘案しつつ、新産業活力再生特別措置法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

（事業再構築計画等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にされている第一条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法（以下「旧産業活力再生特別措置法」という。）第三条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第八条第一項の規定による認定の申請は、それぞれ新産業活力再生特別措置法第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十六条第一項の規定による認定の申請とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧産業活力再生特別措置法第三条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第八条第一項の規定を受けている者は、それぞれ新産業活力再生特別措置法第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十六条第一項の認定を受けているものとみなす。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築等円滑化業務の廃止に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に行われている旧産業活力再生特別措置法第十四条第一号の債務の保証に係る独立行政法人中小企業基盤整備機

構の業務については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（経営資源再活用関連保証の廃止に伴う経過措置）

第五条 旧産業活力再生特別措置法第七条の認定経営資源再活用事業者に関する旧産業活力再生特別措置法第十六条第一項に規定する経営資源再活用関連保証についての同条に規定する中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例については、なお従前の例による。

（産業技術力強化法の改正に伴う経過措置）

第六条 第二条の規定による改正後の産業技術力強化法第十七条第一項第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる者に係る特許出願であつてこの法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつたものに係る特許料の減免又は猶予については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第九条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「第四十条第一項の規定により手数料を」の下に「産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三十三号）第六十九條第一項の規定により手数料を」を加え、同条第二項中「及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」を「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律及び産業活力再生特別措置法」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
附則第十一条の四第五項中「平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同項の表第一号中「第四条第二項」を「第六条第二項」

に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表第二号中「第五条の二第二項」を「第八条第二項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「第五条の二第二項」を「第八条第一項」に改め、同表第三号中「第七条第二項」を「第十条第二項」に、「第六条第一項」を「第九条第一項」に、「第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表に次のように加える。

四 特別措置法第十二条第二項に規定する認定技術活用事業革新計画	特別措置法第十一条第一項の規定による認定(特別措置法第十二条第一項の規定による変更の認定を含む。)	特別措置法第十二条第一項に規定する認定技術活用事業革新事業者
五 特別措置法第十四条第二項に規定する認定経営資源融合計画	特別措置法第十三条第一項の規定による認定(特別措置法第十四条第一項の規定による変更の認定を含む。)	特別措置法第十四条第一項に規定する認定経営資源融合事業者

(登録免許税法の一部改正)
第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第十三号及び第十四号中「含む」を「含む、特定通常実施権の登録を除く」に改め、同号の次に次のように加える。

十四の二 特定通常実施権の登録	登録件数	一件につき千五百円
(一) 特定通常実施権(産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第二条第二十項(定義)に規定する特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権をいう。以下この号において同じ。)の設定の登録	登録件数	一件につき千五百円
(二) 特定通常実施権の移転の登録	登録件数	一件につき一万五千元
イ 法人の合併による移転の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ その他の原因による移転の登録	登録件数	一件につき七万五千元
(三) に掲げる登録の存続期間を延長する登録	債権金額	千分の四
(四) 特定通常実施権の処分の制限の登録	登録件数	一件につき一万円
(五) から四まで、(六)及び(七)に掲げる登録以外の登録	登録件数	一件につき千円
(六) 登録の更正その他の政令で定める登録	登録件数	一件につき千円
(七) 登録の抹消	登録件数	一件につき千円

(研究交流促進法の一部改正)

第十二条 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第九条中「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第三十条第一項」を「産業活力強化法(平成十二年法律第四十四号)第十九条第一項」に改める。
(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十三条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項第十号中「第十四条」を「第二十四条及び第五十条」に改め、「及び出資」を削り、「第二十九号の八」を「第四十七条」に改める。
第十八条第一項第一号中「第二十九号の八」を「第四十七条」に改める。
(改正前産業活力再生特別措置法に係る業務の特例)

第八条の五 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。
一 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法(以下「改正前産業活力再生特別措置法」という。)第十四条第一号の業務

二 改正前産業活力再生特別措置法第十四条第二号の規定によりされた出資に係る株式の管理及び処分
三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
附則第十三条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「機構の納付金等」を付し、同

条第一項中「次条」を「附則第十四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。
第十三条の三 機構は、附則第八条の五各号に掲げる業務ごとに、それぞれその業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額(次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。)のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。
附則第十四条の表以外の部分中「第八条の四」を「第八条の五」に改め、同条の表第十七条第一項第三号の項中「及び附則第八条の三第一号から第三号までに掲げる業務」を「附則第八条の三第一号から第三号までに掲げる業務及び附則第八条の五の業務」に改め、同表第十八条第一項第二号の項中「及び第八号の三」を「第八号の三及び第八号の五」に改め、同表第十九条第一項の項中「第八条の四」を「第八条の五」に改め、同表第二十一条第一項の項中「第十号」を「掲げる業務」に改め、同項下欄中「第十号並びに附則第八条の三第一号及び第三号」を「掲げる業務、附則第八条の三第一号及び第三号に掲げる業務並びに附則第八条の五の業務」に改め、同表第三十五条第二号の項中「第八条の四」を「第八条の五」に改める。
(株式会社産業再生機構法の一部改正)

第十四条 株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第二十一条第三項中「第二条の二第二項」を「第三条第一項」に、「第二条の三第一項」を「第四条第一項」に改める。
第五十七条中「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「第五条第一項」を「第七条第一項」に、

「第六條第一項」を「第九條第一項」に改める。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二百三十三条を次のように改める。

第二百三十三条 削除

(学校教育法の一部を改正する法律の一部改正) 第十六条 学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第十五号中「第十六条」を「第十七条」に改める。

理由

我が国経済の持続的な発展を図るためには産業活力の再生及び産業技術力の強化による経済の生産性の向上が重要であることにかんがみ、産業活力の再生のため、経営資源の外部からの導入や異分野の経営資源の融合による事業革新を支援する措置、事業再生の円滑化のための措置、事業活動の安定に資する通常実施権の保護のための措置等を講ずるとともに、産業技術力の強化のため、技術経営力の強化に寄与する人材の養成等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を支援することにより、地域における中小企業の事業活動の促進を図り、もって地域経済の活性化を通じて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業、第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業、第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業、第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合
七 協業組合
八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「地域産業資源」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域(以下単に「地域」という。)の特産物として相当程度認識されている農林水産物又は鉱工業品
二 前号に掲げる鉱工業品の生産に係る技術文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの

3 この法律において「地域産業資源活用事業」とは、中小企業者が行う事業であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品をその不可欠な原材料又は部品として用いて行われる商品の開発(当該地域産業資源に係る地域において生産されることとなる商品の開発に限る。以下この項において同じ。)、生産(当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。以下この項において同じ。)、又は需要の開拓(当該地域産業資源に係る地域において生産された商品の需要の開拓に限る。以下この項において同じ。)

二 地域産業資源である鉱工業品の生産に係る技術を開発、生産又は需要の開拓
三 地域産業資源である観光資源の特徴を利用して行われる商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発(当該地域産業資源に係る地域において提供されることとなる役務の開発に限る。)、提供(当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。)

若しくは必要の開拓(当該地域産業資源に係る地域において提供される役務の需要の開拓に限る。)

(基本方針)
第三条 主務大臣は、地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 地域産業資源活用事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 地域産業資源の内容に関する事項
三 地域産業資源活用事業の内容に関する事項
四 地域産業資源活用事業の促進により地域経済の活性化を図るための方策に関する事項
五 地域産業資源活用事業を促進するに当たって配慮すべき事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本構想の認定)
第四条 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県における地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な方針
二 地域産業資源の内容
三 当該地域産業資源を用いて行う地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地域の経済の活性化を推進する方策

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた基本構想が基本方針に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 主務大臣は、基本構想につき第一項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 都道府県知事は、基本構想が第一項の認定を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本構想の変更等)
第五条 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた基本構想を変更しようとするときは、主務

に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定地域産業資源活用事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定地域産業資源活用事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等という。以下同じ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等)に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等)に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)

の保有は、中小企業投資育成株式会社の適用

については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(食品流通構造改善促進法の特例)

第十条 食品流通構造改善促進機構は、食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 食品(食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。)の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者(以下「食品製造業者等」という。)が行う認定地域産業資源活用事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証

二 食品製造業者等が行う認定地域産業資源活用事業に要する費用の一部を負担してする当該認定地域産業資源活用事業への参加

三 認定地域産業資源活用事業を行う食品製造業者等の委託を受けてする認定計画に従った施設の整備

四 食品製造業者等が行う認定地域産業資源活用事業に必要な資金のあつせん

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

二 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(課税の特例)

第十一条 認定地域産業資源活用事業を行おうとする中小企業者であつて、当該認定地域産業資源活用事業に係る商品又は役務の需要の開拓の程度が経済産業大臣の定める基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものが、当該認定計画に従つて取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(国等の施策)

第十二条 国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、地域産業資源を活用した商品又は役務の紹介その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(資金の確保)

第十三条 国は、認定地域産業資源活用事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第十四条 国及び都道府県は、認定地域産業資源活用事業を行う者に対し、当該認定地域産業資源活用事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十五条 主務大臣は、認定地域産業資源活用事業を行う者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第十六条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項については経済産業大臣、その他の部分については経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 第四条第一項、第三項(第五条第三項において準用する場合を含む。)及び第四項(第五条第

三項において準用する場合を含む。)並びに第五

条第一項及び第二項における主務大臣は、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

3 第六条第一項、第二項(第七条第三項において準用する場合を含む。)及び第四項(第七条第三項において準用する場合を含む。)、第七条第一項及び第二項、前条並びに次条における主務大臣は、経済産業大臣及び認定地域産業資源活用事業に係る事業を所管する大臣とする。

4 第六条第一項及び第七条第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同項に規定する主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第十七条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(罰則)

第十八条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(中小企業基本法の一部改正)

第三条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)」を、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第 号)」に改める。

理由

近年の経済構造の変化を踏まえ、地域における中小企業の事業活動を促進することにより地域経済の活性化を図るため、中小企業による地域産業資源を活用した商品の開発、生産又は需要の開拓等を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 地域における産業集積の形成等のための措置

第一節 基本計画の同意等(第五条―第八条)

第二節 同意集積区域における措置(第九條―第十三条)

第三節 承認企業立地計画等に係る措置(第十四条―第二十三条)

第三章 雑則(第二十四条―第二十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的か

つ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 地域における産業集積の形成及び活性化は、産業集積が事業者相互間における効率的な分業、事業高度化に資する情報の共有、研究開発における緊密な連携等を促進することにより、効率的かつ創造的な事業活動を可能とし、もって地域経済に活力をもたらすとともに我が国経済の生産性の向上に資するものであることにかんがみ、地方公共団体が緊密に連携して、企業立地の動向を踏まえつつ、地域における自然的、経済的及び社会的な特性に適合し、かつ、当該地域において産業集積の核となるべき業種について、集中的かつ効果的に施策を講ずることを旨として、行われなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「産業集積」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該事業者の集積をいう。

2 この法律において「企業立地」とは、事業者が、その事業の用に供する工場又は事業場の新増設(既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む)を行うことをいう。

3 この法律において「事業高度化」とは、事業者が次に掲げる措置を行うことにより、その事業の生産性の向上を図ることをいう。

一 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供であつて、生産に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させるもの

二 商品の新たな生産の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入であつて、商品の生産又は役務の提供を著しく効率化するもの

三 新たな原材料、部品又は半製品の使用で

あつて、商品の生産に係る費用を相当程度低減するもの

四 設備の能率の向上であつて、商品の生産又は役務の提供を著しく効率化するもの

五 設備の増設であつて、商品の生産又は役務の提供を著しく増加するもの

4 この法律において「産業集積の形成」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において企業立地又は事業高度化が行われることにより、当該企業立地又は事業高度化を行う事業者を中核とした産業集積の形成が行われることをいう。

5 この法律において「産業集積の活性化」とは、産業集積の存在する地域において企業立地又は事業高度化が行われることにより、当該産業集積の有する機能が強化され、かつ、当該産業集積における事業の構造が高度化することをいう。

6 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業第五号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十

人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

第四条 主務大臣は、地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化(以下「産業集積の形成等」という。)の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 産業集積の形成等の意義及び目標に関する事項

二 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域のうち企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域(以下「集積区域」という。)の設定に関する事項

三 集積区域においてその業種に属する事業に係る企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき業種(以下「集積業種」という。)の指定に関する事項

四 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備(既存の施設の活用を含む)、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する基本的な事項

五 地方公共団体相互の広域的な連携に関する事項及び産業集積の形成等に密接な関係を有する者と地方公共団体との連携に関する基本的な事項

六 集積区域における企業立地及び事業高度化を促進するために必要な総合的な支援体制の整備に関する事項

七 環境の保全その他産業集積の形成等の促進に際し配慮すべき事項

八 その他産業集積の形成等の促進に関する重要事項

九 集積区域における集積業種に属する事業に係る企業立地及び事業高度化について指針となるべき事項

三 主務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

四 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

五 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 地域における産業集積の形成等のための措置

第一節 基本計画の同意等

(基本計画)

第五条 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村(特別区を含む。以下単に「市町村」という。)及び当該市町村の区域をその区域を含む都道府県(以下単に「都道府県」という。)は、共同して、基本方針に基づき、第七条の規定により組織する地域産業活性化協議会における協議を経て、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

二 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

二 集積区域として設定する区域

三 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域を定める場合にあつては、その区域

四 第十条の規定による工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)の特例措置を実施しようとする場合にあつては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

五 集積業種として指定する業種

六 集積区域における前号の業種(以下「指定集積業種」という。)に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

七 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備(既存の施設の活用を含む。)、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

八 産業集積の形成等に密接な関係を有する者と市町村及び都道府県との連携に関する事項

九 市町村及び都道府県における企業立地及び事業高度化に関する手続の迅速な処理を図るための体制の整備に関する事項

十 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際し配慮すべき事項

十一 第三号に規定する区域における第七号の施設(工場若しくは事業場若しくはこれらの用に供するための工場用地若しくは業務用地又は研究開発のための施設若しくは研修施設に限る。)の整備が、農用地等(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第三条に規定する農用地等をいう。以下この号において同じ。)として利用されている土地において行われる場合にあつては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

十二 その他産業集積の形成又は産業集積の活性化の促進に関する重要事項

十三 計画期間

三 基本計画は、国土形成計画その他の法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。

四 基本計画は、産業集積の形成又は産業集積の活性化が効果的かつ効率的に図られるよう、市町村及び都道府県の役割分担を明確化しつつ定めるものとする。

五 主務大臣は、基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 当該基本計画の実施が集積区域における産業集積の形成又は産業集積の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四 第十条の規定による工場立地法の特例措置が定められた場合にあつては、当該特例措置の実施により相当程度の産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果が見込まれるものであること。

六 主務大臣は、基本計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

七 市町村及び都道府県は、基本計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第六条 市町村及び都道府県は、前条第五項の規定による同意を得た基本計画を変更しようとするときは、共同して、次条の規定により組織する地域産業活性化協議会における協議を経て、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

二 市町村及び都道府県は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

三 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の同意について準用する。

第七条 市町村及び都道府県は、その作成しようとする基本計画並びに第五条第五項の規定による同意を得た基本計画(前条第一項又は第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。)及びその実施に関し必要な事項その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項について協議するため、第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施し、又は実施すると見込まれる者と共同して、協議により規約を定め、地域産業活性化協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

二 前項の規定により協議会を組織する市町村及び都道府県は、協議会に、次に掲げる者であつて同項の規定により共同して協議会を組織することとされているものを構成員として加えることができる。

一 集積区域として設定する区域をその地区に含む商工会又は商工会議所

二 集積区域として設定する区域又はその近傍に存在する大学その他の研究機関

三 前二号に掲げる者のほか、同意基本計画の円滑かつ効果的な実施に関し密接な関係を有

すると見込まれる者 四 企業立地又は事業高度化の促進に関し専門的知識及び経験を有する者 3 市町村及び都道府県は、第一項の規定により協議会を組織しようとするときは、主務省令で定める期間、主務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。 4 前項の規定により協議会を組織することが公表された場合において、第二項各号に掲げる者であつて協議会の構成員として加えられたいないものは、前項の主務省令で定める期間内に、協議会を組織しようとする市町村及び都道府県に対して自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。 5 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規約で定めるものとする。 (国の情報提供等)	事業場(特定事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。)又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行う。 2 機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。 一 同意集積区域における工場又は事業場の整備並びに当該工場又は当該事業場の賃貸その他の管理及び譲渡 二 前項の規定により機構が行う工場又は事業場の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場又は当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡 三 前二号の業務に関連する技術的援助 (工場立地法の特例)	は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、同意企業立地重点促進区域における重点的な企業立地の必要性を踏まえ、緑地及び環境施設の整備の必要の程度に応じて同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準を公表するものとする。 3 第一項の規定により準則を定める条例(以下「緑地面積率等条例」という。)が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係るものは、当該同意企業立地重点促進区域の存する市町村の長が行うものとする。	伴い合理的に必要なと判断される範囲内で、所要の経過措置を定めることができる。 2 前項の規定により経過措置を定める条例が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、同項の特定工場に係るものは、当該条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る市町村の長が行うものとする。 3 前項の規定により市町村の長が事務を行う場合においては、前条第四項の規定を準用する。 この場合において、同項中「第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とあるのは、「第十一条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」と読み替へるものとする。
第八条 国は、市町村及び都道府県による基本計画の作成に資するため、企業立地の動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うよう努めるものとする。 2 国は、同意基本計画に係る市町村及び都道府県に対し、当該同意基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言を行うものとする。 第二節 同意集積区域における措置 (独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う企業立地等促進業務) 第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、同意基本計画において定められた集積区域(以下「同意集積区域」という。)において、当該同意集積区域に係る指定集積業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う事業者(以下「特定事業者」という。)による企業立地及び事業高度化を促進するため、同意集積区域において、工場(特定事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。)	第十条 同意基本計画第五条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。において定められた同項第三号に規定する区域(以下「同意企業立地重点促進区域」という。)の存する市町村は、同意企業立地重点促進区域における製造業等(工場立地法第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この条において同じ。)に係る工場又は事業場の緑地(同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。以下この条において同じ。)及び環境施設(同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。以下この条において同じ。)に規定する環境施設をいう。以下この条において同じ。のそれぞれ面積の敷地面積に対する割合に関する事項(以下この条において「緑地面積率等」という。)について、条例で、次項の基準の範囲内において、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条第二項の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。 2 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣	は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、同意企業立地重点促進区域における重点的な企業立地の必要性を踏まえ、緑地及び環境施設の整備の必要の程度に応じて同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準を公表するものとする。 3 第一項の規定により準則を定める条例(以下「緑地面積率等条例」という。)が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係るものは、当該同意企業立地重点促進区域の存する市町村の長が行うものとする。	第十二条 緑地面積率等条例の施行前に都道府県知事にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百八号)附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該同意企業立地重点促進区域については、市町村の長に関する規定として当該市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」とあるのは、「企業立地の促進等に関する地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。 第十一條 緑地面積率等条例を定めた市町村は、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域の廃止その一部の廃止を含む。以下この条及び次条において同じ。があつた場合において、当該廃止により同意企業立地重点促進区域でなくなつた区域において当該廃止前に緑地面積率等条例の適用を受けた工場立地法第六条第一項に規定する特定工場(以下単に「特定工場」という。)について、条例で、当該廃止に
第二節 同意集積区域における措置 (独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う企業立地等促進業務) 第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、同意基本計画において定められた集積区域(以下「同意集積区域」という。)において、当該同意集積区域に係る指定集積業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う事業者(以下「特定事業者」という。)による企業立地及び事業高度化を促進するため、同意集積区域において、工場(特定事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。)	第十二条 緑地面積率等条例の施行前に都道府県知事にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百八号)附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該同意企業立地重点促進区域については、市町村の長に関する規定として当該市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」とあるのは、「企業立地の促進等に関する地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。 第十一條 緑地面積率等条例を定めた市町村は、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域の廃止その一部の廃止を含む。以下この条及び次条において同じ。があつた場合において、当該廃止により同意企業立地重点促進区域でなくなつた区域において当該廃止前に緑地面積率等条例の適用を受けた工場立地法第六条第一項に規定する特定工場(以下単に「特定工場」という。)について、条例で、当該廃止に	第十二条 緑地面積率等条例の施行前に都道府県知事にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百八号)附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該同意企業立地重点促進区域については、市町村の長に関する規定として当該市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」とあるのは、「企業立地の促進等に関する地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。 第十一條 緑地面積率等条例を定めた市町村は、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域の廃止その一部の廃止を含む。以下この条及び次条において同じ。があつた場合において、当該廃止により同意企業立地重点促進区域でなくなつた区域において当該廃止前に緑地面積率等条例の適用を受けた工場立地法第六条第一項に規定する特定工場(以下単に「特定工場」という。)について、条例で、当該廃止に	第十二条 緑地面積率等条例の施行前に都道府県知事にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百八号)附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該同意企業立地重点促進区域については、市町村の長に関する規定として当該市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」とあるのは、「企業立地の促進等に関する地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。 第十一條 緑地面積率等条例を定めた市町村は、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域の廃止その一部の廃止を含む。以下この条及び次条において同じ。があつた場合において、当該廃止により同意企業立地重点促進区域でなくなつた区域において当該廃止前に緑地面積率等条例の適用を受けた工場立地法第六条第一項に規定する特定工場(以下単に「特定工場」という。)について、条例で、当該廃止に
第二節 同意集積区域における措置 (独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う企業立地等促進業務) 第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、同意基本計画において定められた集積区域(以下「同意集積区域」という。)において、当該同意集積区域に係る指定集積業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う事業者(以下「特定事業者」という。)による企業立地及び事業高度化を促進するため、同意集積区域において、工場(特定事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。)	第十二条 緑地面積率等条例の施行前に都道府県知事にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百八号)附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該同意企業立地重点促進区域については、市町村の長に関する規定として当該市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」とあるのは、「企業立地の促進等に関する地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。 第十一條 緑地面積率等条例を定めた市町村は、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域の廃止その一部の廃止を含む。以下この条及び次条において同じ。があつた場合において、当該廃止により同意企業立地重点促進区域でなくなつた区域において当該廃止前に緑地面積率等条例の適用を受けた工場立地法第六条第一項に規定する特定工場(以下単に「特定工場」という。)について、条例で、当該廃止に	第十二条 緑地面積率等条例の施行前に都道府県知事にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百八号)附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該同意企業立地重点促進区域については、市町村の長に関する規定として当該市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」とあるのは、「企業立地の促進等に関する地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。 第十一條 緑地面積率等条例を定めた市町村は、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域の廃止その一部の廃止を含む。以下この条及び次条において同じ。があつた場合において、当該廃止により同意企業立地重点促進区域でなくなつた区域において当該廃止前に緑地面積率等条例の適用を受けた工場立地法第六条第一項に規定する特定工場(以下単に「特定工場」という。)について、条例で、当該廃止に	第十二条 緑地面積率等条例の施行前に都道府県知事にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百八号)附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該同意企業立地重点促進区域については、市町村の長に関する規定として当該市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」とあるのは、「企業立地の促進等に関する地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。 第十一條 緑地面積率等条例を定めた市町村は、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域の廃止その一部の廃止を含む。以下この条及び次条において同じ。があつた場合において、当該廃止により同意企業立地重点促進区域でなくなつた区域において当該廃止前に緑地面積率等条例の適用を受けた工場立地法第六条第一項に規定する特定工場(以下単に「特定工場」という。)について、条例で、当該廃止に

該同意企業立地重点促進区域の廃止の日又は当該経過措置条例の廃止若しくは失効の日前に当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る事務又は当該経過措置条例に係る同条第一項の特定工場に係る事務を行うものとされた市町村の長(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長を除く。)にされた工場立地法第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三條第一項の規定による届出は、それぞれの廃止又は失効の日(以下この条において「特定日」という。)以後においては、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていらないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

4 前項ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる場合における特定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農地法等による処分についての配慮)

第十三条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、同意企業立地重点促進区域内の土地を同意基本計画において定められた第五條第二項第七号の施設(工場若しくは事業場若しくはこれらの用に供するための工場用地若しくは業務用地又は研究開発のための施設若しくは研修施設に限る。)の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該同意企業立地重点促進区域における円滑な企業立地に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第三節 承認企業立地計画等に係る措置

(企業立地計画の承認)

第十四条 同意集積区域において企業立地を行うとする特定事業者は、当該企業立地に関する計画(以下「企業立地計画」という。)を作成し、当該同意集積区域を管轄する都道府県知事の承認を申請することができる。

2 企業立地計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 企業立地の内容及び実施時期
- 二 特定事業のための施設又は設備の設置その他企業立地のための措置に関する事項
- 三 企業立地に必要な資金の額及びその調達方法

3 都道府県知事は、企業立地計画が基本方針(第四條第二項第九号に規定する事項に限る。)及び同意基本計画に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

4 都道府県知事は、前項の規定による承認を行ったときは、関係市町村長に対して、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(企業立地計画の変更等)

第十五条 前条第三項の承認を受けた事業者(以下「承認企業立地事業者」という。)は、当該承認に係る企業立地計画の変更をしようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認企業立地事業者が前条第三項の承認に係る企業立地計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認企業立地計画」という。)に従つて企業立地のための措置を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(事業高度化計画の承認)

第十六条 同意集積区域において事業高度化を行うおうとする特定事業者は、当該事業高度化に関する計画(以下「事業高度化計画」という。)を作成し、当該同意集積区域を管轄する都道府県知事の承認を申請することができる。

成し、当該同意集積区域を管轄する都道府県知事の承認を申請することができる。

- 2 事業高度化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 事業高度化の目標
- 二 事業高度化の内容及び実施時期
- 三 事業高度化に関する研究開発、設備の設置その他の事業高度化のための措置に関する事項
- 四 事業高度化に必要な資金の額及びその調達方法

3 都道府県知事は、事業高度化計画が基本方針(第四條第二項第九号に規定する事項に限る。)及び同意基本計画に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

4 都道府県知事は、前項の規定による承認を行ったときは、関係市町村長に対して、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(事業高度化計画の変更等)

第十七条 前条第三項の承認を受けた事業者(以下「承認事業高度化事業者」という。)は、当該承認に係る事業高度化計画の変更をしようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認事業高度化事業者が前条第三項の承認に係る事業高度化計画(前項の

規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業高度化計画」という。)に従つて事業高度化のための措置を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第十八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三條第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三條の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)(又は同法第三條の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、地域産業集積関連保証(同法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認企業立地事業者が承認企業立地計画に従つて企業立地のための措置を行うために必要な資金に係るもの又は承認事業高度化事業者が承認事業高度化計画に従つて事業高度化のための措置を行うために必要な資金に係るもの)をいふ。以下同じ。を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		第三条の二第一項及び第三條の三第一項	
保険価額の合計額が		保険価額の合計額が	
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十八條第一項に規定する地域産業集積関連保証(以下「地域産業集積関連保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ		地域産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金、該借入金の額のうち	
第三条の二第三項		当該借入金、該借入金の額のうち	

第三条の三第二項	
当該債務者	地域産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
当該保証をした	地域産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
当該債務者	地域産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、地域産業集積関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、地域産業集積関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(課税の特例)

第十九条 承認企業立地計画に従つて企業立地を行う承認企業立地事業者であつて、同意集積区域内において指定集積業種（その業種に属する事業に係る企業立地が国民経済の健全な発展に特に資するものとして政令で定める業種に限る。）に属する事業のための施設又は設備を新設したものが、当該新設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第二十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、総務省令で定め

る地方公共団体が、承認企業立地計画に従つて特定事業のための施設のうち総務省令で定めるものを同意集積区域内に設置した事業者（指定集積業種であつて総務省令で定めるものに属する事業を行う者に限る。）について、当該施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。）（資金の確保）

第二十一条 国及び地方公共団体は、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者が承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従つて企業立地又は事業高度化のための措置を行うために必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第二十二条 国及び都道府県は、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者に対し、承認企業立地計画に係る企業立地のための措置又は承認事業高度化計画に係る事業高度化のための措置を適確に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第二十三条 都道府県知事は、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者に対し、承認企業立地計画又は承認事業高度化計画の実施状況について報告を求めることができる。

第三章 雑則

第二十四条 国は、産業集積の形成等のために必要な施策と広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化のための基盤の整備に関する施策とを、それぞれの有機的な連携を図りつつ効果的に講ずるよう努めなければならない。

(地域的な雇用構造の改善のための措置との有機的な連携)

第二十五条 国は、産業集積の形成等のために必要な措置と地域的な雇用構造の改善を図るために必要な措置とを、それぞれの有機的な連携を図りつつ効果的に講ずるよう努めなければならない。

(大学等との連携協力の円滑化等)

第二十六条 主務大臣及び文部科学大臣は、同意集積区域における企業立地及び事業高度化を促進するため必要があると認めるときは、研究開発及び人材育成に関し、市町村及び都道府県と大学、高等専門学校及び大学共同利用機関（以下この項において「大学等」という。）との連携及び協力並びに特定事業者と大学等との連携及び協力が円滑になされるよう努めるものとする。

この場合において、大学等における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

2 主務大臣及び文部科学大臣は、同意集積区域における特定事業者による企業立地又は事業高度化に伴つて新たに必要となる知識及び技術の習得を促進するための施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(関係行政機関の協力)

第二十七条 主務大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、同意基本計画の円滑な実施が促進されるよう、企業立地に関する処分その他の措置に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(主務大臣及び主務省令)

第二十八条 第四条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 第五条第一項、第五項及び第六項並びに第六条第一項及び第二項における主務大臣は、経済産業大臣及び基本計画に定められた指定集積業種に属する事業を所管する大臣（基本計画において第五条第二項第十一号に掲げる事項について定められた場合にあつては、経済産業大臣、農林水産大臣及び基本計画に定められた指定集積業種に属する事業を所管する大臣）とする。

3 前二条における主務大臣は、経済産業大臣及び特定事業を所管する大臣とする。

4 第五条第一項、第六条第一項及び第二項並びに第七条第三項における主務省令は、第一項に規定する大臣の発する命令とする。

(罰則)

第二十九条 第二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

第三条 機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号から第三号まで及び同条第二項の規定により管理を行っている工場用地、産業業務施設用地又は業務用地について、同意集積区域において地方公共団体若しくは第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者が同意基本計画に従って行う事業又は特定事業者が行う特定事業の用に供するため管理及び譲渡の業務を行うことができる。

2 機構は、前項の業務を行うことができる場合において、当該工場用地が独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第二項の規定による委託に係るものであるときは、あらかじめ、その委託をしている者の同意を得なければならない。

第四条 機構は、当分の間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第八条の二第一項の規定により整備又は管理を行っている工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業務用地について、同意集積区域において地方公共団体若しくは第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者が同意基本計画に従って行う事業又は特定事業者が行う特定事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

(特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の廃止)

第五条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置

法(平成九年法律第二十八号)は、廃止する。

(高度化等計画の承認の申請等に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前に前条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(以下「旧法」という。)第七条第一項の規定により承認の申請がされた同項の高度化等計画であつてこの法律の施行の際承認をすることがどうかの処分がされていないものについての都道府県知事の承認については、なお従前の例による。

2 前項の規定に基づき従前の例により承認を受けた旧法第七条第一項の高度化等計画は、附則第八条第一項の規定の適用については、旧法第八条第二項の承認高度化等計画(以下「旧承認高度化等計画」という。)とみなす。

3 前項の高度化等計画を実施する者であつて旧法第二条第五項に規定する中小企業者であるものは、附則第八条第二項及び第三項の規定の適用については、旧法第十五条第一項の承認高度化等中小企業者(以下「旧承認高度化等中小企業者」という。)とみなす。

4 第二項の高度化等計画を実施する者は、附則第八条第五項の規定の適用については、旧法第八条第一項の承認特定事業者(以下「旧承認特定事業者」という。)とみなす。

(高度化等円滑化計画の承認の申請等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に旧法第九条第一項の規定により承認の申請がされた同項の高度化等円滑化計画であつてこの法律の施行の際承認をすることがどうかの処分がされていないものについての都道府県知事の承認については、なお従前の例による。

2 前項の規定に基づき従前の例により承認を受けた旧法第九条第一項の高度化等円滑化計画は、次条第一項及び第四項の規定の適用については、旧法第十条第二項の承認高度化等円滑化計画(以下「旧承認高度化等円滑化計画」という。)とみなす。

3 前項の高度化等円滑化計画を実施する者は、次条第三項及び第五項の規定の適用については、旧法第十条第一項の承認高度化等円滑化商工組合等(以下「旧承認高度化等円滑化商工組合等」という。)とみなす。

(高度化等計画及び高度化等円滑化計画の承認を受けた者に関する経過措置)

第八条 旧承認高度化等計画及び旧承認高度化等円滑化計画の変更の承認及び取消しについては、なお従前の例による。

2 旧承認高度化等中小企業者に関する旧法第十五条に規定する中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第一号)の特例については、なお従前の例による。

3 旧承認高度化等中小企業者及び旧承認高度化等円滑化商工組合等に関する旧法第十六条第一項に規定する基盤的技術産業集積関連保証についての同条に規定する中小企業信用保険法の特例については、なお従前の例による。

4 旧承認高度化等円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業についての旧法第十八条に規定する中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)の特例については、なお従前の例による。

5 旧承認特定事業者及び旧承認高度化等円滑化商工組合等に関する旧法第三十三条に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。

(中小企業基盤整備機構の特定基盤的技術高度化等促進業務に関する経過措置)

設については、同項の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

(進出計画の承認の申請等に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前に旧法第二十三条第一項の規定により承認の申請がされた同項の進出計画であつてこの法律の施行の際承認をすることがどうかの処分がされていないものについての都道府県知事の承認については、なお従前の例による。

2 前項の規定に基づき従前の例により承認を受けた旧法第二十三条第二項の進出計画は、附則第十二条第一項の規定の適用については、旧法第二十四条第二項の承認進出計画(以下「旧承認進出計画」という。)とみなす。

3 前項の進出計画を実施する者は、附則第十二条第二項、第三項及び第五項の適用については、旧法第二十四条第一項の承認進出中小企業者(以下「旧承認進出中小企業者」という。)とみなす。

(進出円滑化計画の承認の申請等に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前に旧法第二十五条第一項の規定により承認の申請がされた同項の進出円滑化計画であつてこの法律の施行の際承認をすることがどうかの処分がされていないものについての都道府県知事の承認については、なお従前の例による。

2 前項の規定に基づき従前の例により承認を受けた旧法第二十五条第一項の進出円滑化計画は、次条第一項及び第四項の規定の適用については、旧法第二十六条第二項の承認進出円滑化計画(以下「旧承認進出円滑化計画」という。)とみなす。

3 前項の進出円滑化計画を実施する者は、次条第三項及び第五項の規定の適用については、旧法第二十六条第一項の承認進出円滑化商工組合等(以下「旧承認進出円滑化商工組合等」という。)とみなす。

(進出計画及び進出円滑化計画の承認を受けた

者に関する経過措置)

第十二条 旧承認進出計画及び旧承認進出円滑化計画の変更の承認及び取消しについては、なお従前の例による。

2 旧承認進出中小企業者に関する旧法第二十七条において読み替えて準用する旧法第十五条に規定する中小企業投資育成株式会社法の特例については、なお従前の例による。

3 旧承認進出中小企業者及び旧承認進出円滑化商工組合等に関する旧法第二十七条において読み替えて準用する旧法第十六条第一項に規定する中小企業集積関連保証についての同条に規定する中小企業信用保険法の特例については、なお従前の例による。

4 旧承認進出円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業についての旧法第二十七条の規定において読み替えて準用する旧法第十八条に規定する中小企業団体の組織に関する法律の特例については、なお従前の例による。

5 旧承認進出中小企業者及び旧承認進出円滑化商工組合等に関する旧法第三十三条に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)
第十五条 機構は、当分の間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第八条の四第一項の規定により造成、整備又は管理を行っている工場若しくは事業場、工場用地若しくは業務用地又は施設について、同意集積区域において地方公共団体若しくは第五条第二項第七号に規定する

事業環境の整備の事業を実施する者が同意基本計画に従って行う事業又は特定事業者が行う特定事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

2 機構は、前項の業務を行うおとする場合において、当該施設が旧法第十一条第二項第二号に係る部分に限る。の規定により委託を受けて整備又は管理されているものであるときは、あらかじめ、その委託をしている者の同意を得なければならぬ。

(中小企業基本法の一部改正)

第十六条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)」を削る。

(小規模企業共済法の一部改正)

第十七条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二及び第十六条の三第二項中「第十五条第二項第六号」を「第十五条第二項第七号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第九号」を「第八号」に、「第十号」を「第九号」に、「同法附則第四条(特定産業集積活性化法に係る業務の特例)から第六号」を「並びに同法附則第五条(公団の工業再配置等業務に係る業務の特例)の業務(同条第一項第五号口に掲げる業務を除く。)」

同法附則第六号に、「までの業務」を「の業務」に、「及び同法附則第八条の二(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)」を「並びに同法附則第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)」に改める。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第十九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号中「第九号から第十一号まで」を「第八号から第十号まで」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同号の次に次の「一」号を加える。

十一 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第 号。以下「地域産業集積形成法」という。)第九条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。

第十五条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の「一」号を加える。

六 委託を受けて、地域産業集積形成法第九条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。

第十五条第四項中「第二項第六号」を「第二項第七号」に改め、同条第五項中「第一項第九号」を「第一項第八号」に、「及び第一項第十号」を「第一項第九号」に改め、「第三十一条第一項に規定するものに限る。」の下に「及び第一項第十一号に掲げる業務」を加える。

第十七条第一項第二号中「同項第九号から第十一号まで」を「同項第八号から第十号まで」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第八号から第十一号まで」を「第十五条第一項第七号から第十号まで」に改め、同項第八号中「第十五条第二項第六号」を「第十五条第二項第七号」に改める。

第十八条第一項第一号中「同項第九号及び第十号」を「同項第八号及び第九号」に、「同項第十一号」を「同項第十号」に改め、「限る。」の下に「同項第十一号に掲げる業務」を、「第三号まで」の下に「及び第六号」を加え、同項第二号中「第十五条第一項第八号」を「第十五条第一項第七号」に、「同項第九号」を「同項第八号」に、「第

第十五条第一項第十号」を「第十五条第一項第九号」に、「第十五条第一項第十一号」を「同項第十号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第九号及び第十号」を「第十五条第一項第八号及び第九号」に、「第十五条第二項第四号」を「同条第二項第四号」に改め、同項第四号中「同条第二項第六号」を「同条第二項第七号」に改める。

第二十条第一項中「第十五条第一項第九号」を「第十五条第一項第八号」に改める。

第二十一条第一項中「第十五条第一項第八号、第十号及び第十一号」を「第十五条第一項第七号、第九号及び第十号」に改める。

第二十二条第一項中「同項第九号」を「同項第八号」に、「第十五条第一項第十号」を「第十五条第一項第九号」に、「及び第十五条第一項第十三号」を「並びに第十五条第一項第十一号及び第十三号」に改める。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

附則第五条第一項中「並びに前条」を削り、同項第五号を次のように改める。

五 前各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

イ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律附則第四条第一項の業務

ロ 地域産業集積形成法附則第三条第一項の業務

附則第五条第二項中「第二項、前条」を「第二項」に、「第十五条第一項、前条第一項」を「同条第一項」に改める。

附則第六条第一項から第三項までの規定中「附則第四条」を削り、同条第四項中「第二項、附則第四条」を「第二項」に改め、「附則第四条第一項」を削る。

附則第七条中「並びに附則第四条並びに第五条第一項」を「附則第五条第一項」に改める。

附則第八条中「並びに附則第四条、第五条第一項」を「附則第五条第一項」に改める。

附則第八条の二中「並びに附則第四条、第五

条第一項を、「附則第五条第一項に、「第七条並びに前条」を「前二条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項まで、前二条並びに前項の業務のほか、地域産業集積形成法附則第四条の業務を行う。

附則第八条の三中「並びに附則第四条、第五条第一項」を、「附則第五条第一項」に、「第七条から前条まで」を「前三条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）

第八条の四 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第七條から前条までの業務のほか、地域産業集積形成法附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされる地域産業集積形成法附則第五条の規定による廃止前の特定産業集

積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号。以下「旧特定産業集積活性化法」という。）第十一条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による特定の地域における工場若しくは事業場、工場用地若しくは業務用地又は施設の造成、整備、譲渡等及びこれらに附帯する業務を行う。

2 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七條から前条まで並びに前項の業務のほか、地域産業集積形成法附則第十五条第一項の業務を行う。

附則第十四条の表以外の部分中「附則第四条、第五条第一項」を「附則第五条第一項」に、「第八条の三」を「第八条の四」に改め、同条の表第十五条第一項第十四号の項及び第十五条第五項の項を削り、同表第十七条第一項第三号の項中「第八条の三第一号」を「附則第八条の三第一号」に改め、同表第十八条第一項第一号の項を次のように改める。

第十八条第一項 第一号	同項第十一号に掲げる業務
	第六号に掲げる業務
	同項第十一号に掲げる業務並びに附則第八条の二及び第八条の四の業務（それぞれ第三号に掲げるものを除く。）
	第六号に掲げる業務並びに附則第八条の業務

附則第十四条の表第十八条第一項第三号の項を次のように改める。

第十八条第二項 第三号	業務のうち
	もの並びに
	業務並びに附則第八条の二の業務、附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。）及び附則第八条の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。）のうち
	もの並びに附則第八条の二第一項の業務（旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）、附則第八条の二第二項の業務（旧新事業創出促進法第三十二条第一項第二号に掲げるものに限る。）

第五号に掲げる業務	附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項第二号に掲げるものに限る。）及び附則第八条の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項第二号に掲げるものに限る。）並びに
	第五号に掲げる業務並びに附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第二項に規定するものに限る。）及び附則第八条の四第二項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第二項に規定するものに限る。）

附則第十四条の表第十九条第一項の項中「附則第四条、第五条第一項」を「附則第五条第一項」に、「第八条の三」を「第八条の四」に改め、同表第二十一条第一項の項中「第十一号」を「第十号」に改め、同表第二十二條第一項の項中「附則第四条第一項、第五条第一項」を「附則第五条第一項」に改め、「第八条の二の業務」の下に並びに附則第八条の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一条第一項に規定するものに限る。）を加え、同表第三十五條第二号の項中「附則第四条、第五条第一項」を「附則第五条第一項」に、「第八条の三」を「第八条の四」に改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三百八十九條を次のように改める。

第三百八十九條 削除

理由

産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、地域における産業集積の形成及び活性化を図るため、地方公共団体による基本計画の策定並びに企業立地計画及び事業高度化計画の承認等について定めるとともに、工場の立地の円滑化のための工場立地法の特例の創設、独立行政法人中小企業基盤整備機構の企業立地等促進業務の追加、中小企業信用保険法の特例の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十九年三月二十六日印刷

平成十九年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K